

# 宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業について 誘致を断念するにいたった理由 ― 宇陀市長 高見省次

## ■厳しい財政状況の中で、抜本的改革が不可欠

宇陀市の厳しい財政状況では、27億円  
の税収に匹敵するような事業を行う余  
裕は全くありません。平成29年度決算で  
は、経常収支比率が再び上昇し、99.3%  
にまで悪化しています。監査委員の審査  
意見書でも、財源不足を補うため財政調  
整基金を取り崩しており、**漫然と事業を  
続けているなら数年の猶予もないとの厳  
しい指摘がありました。**これまでのあ  
らゆる事業の有効性の検証が必要で、抜  
本的改革が求められています。

平成27年度の国勢調査の結果、宇陀市  
の人口は5年前に比べて3100人減  
少し、その結果、翌年度から地方交付税  
が3億円減少しました。過疎化が急速に  
進む宇陀市においては、歳入が減少し、  
サービスが低下し続けています。

限られた財源を定住促進に直結する  
ような施策に重点投資すべきであり、そ  
のたの選択と集中が不可欠です。**医師  
不足の解消、公共交通の整備、災害復旧  
や防災対策、情報化、公営住宅の建て替  
えなどへの投資が優先されるべきです。**

27億円しか税収のない宇陀市におい  
て、公園整備などにそれほどの費用をか  
ける余裕は全くないと考えます。

## ■当時民設民営で市の負担なしと説明しながら、実は大きな財政負担

当初から、市は、宿泊事業者誘致事業  
は民設民営なので、住民負担は発生しな  
いと言ってきました。しかし、実際には  
市が3億円余りの用地買収や5億円余  
りの造成工事や道路工事を行い、8億円  
あまりの費用がかかります。

この費用について、宿泊事業者募集要  
項に記載のある市と休暇村協会との負  
担割合が明確でないため、7月4日に先  
方との協議の中で確認を行いました。  
その結果、先方は、「宿泊事業用地予  
定価額」と書かれた1枚の紙に記載さ  
れた内容が休暇村協会の負担と認識し  
ているとの回答でした。それによると  
売買であれ、賃貸借であれ、先方負担  
は8千万円ほどにしかありません。**残り  
の7億円以上は市が負担することになり、  
とても民設民営とは言えません。**

また、この別紙は協定書にも記載され  
ておらず、どのような経緯で市と休暇村  
協会がこの別紙の内容に合意したのか  
不明です。

この誘致事業は民設民営とは言えず、  
大きな財政負担を伴う事業と言わざる  
を得ません。

## ■昨年提示されている経済波及効果の見直しが必要

昨年提示されました本事業の経済効  
果は14億円でした。しかし、その根拠と

## ■25億円とされてきた総事業費が30億円を超える可能性があること

本事業について、これまで議会や一部  
の住民に説明されてきた概算事業費の  
中で総事業費は25億円とされ、その内公  
園事業費は11億円とされてきました。

計画では、この公園はテーマの異なる  
3つのゾーンで構成され、宿泊施設と一  
体的な整備方針が示されました。宿泊施  
設の前庭や散策コースともなる「くすりの  
ガーデンゾーン」、ビクターセンターや  
駐車場があり、マルシェなどのイベント  
もできる「にぎわいゾーン」、多目的広場  
があり災害時には避難場所として活用が  
できる「すこやかひろばゾーン」です。

こうした内容は休暇村協会との協議  
でも示され、休暇村協会の同意を得なが  
ら計画されています。この内容に基づ  
き、市がUR都市再生機構に基本設計を  
依頼したところ、公園整備の事業費は  
16億円を超えると積算されました。当初  
の見積もりより5億円以上増額となっ  
ています。

さらに、この積算には、**調整池2か所  
や防災機能として不可欠の地下水槽やテ  
ントその他の備品などの費用が含まれて  
いません。**調整池1か所です約1億円、地  
下水槽（80㎡）や備品の費用も1億円近

して休暇村協会が事業提案書で示して  
いる施設年間収益7億円に疑問があり  
ます。

事業提案書では、宿泊定員数200  
人、宿泊定員利用率65%、宿泊者数は  
4万5千人となっています。  
しかし、この宿泊者数が本当期待で  
きるのでしょうか。

美榛苑も190人の定員数ですが、こ  
れまで、宿泊者数は概ね1万8千人不  
いし2万2千人で推移しています。客室稼  
働率も、平成28年度まで50%台で推移し  
てきました（平成29年度は62.8%）。  
観光庁の平成29年度観光統計による  
と、奈良県の客室稼働率は60.3%となっ  
ています。

さらに、橿原にホテルが開業し、来年  
には桜井市にもホテルがオープンする  
予定であることを考えれば、さらに厳し  
い経営環境となるのは必定です。

ですから、**休暇村協会がイメージして  
いる施設年間収益7億円を前提にして、  
経済波及効果や税収を試算すべきではあ  
りません。**

## ■正確な情報に基づく住民説明がなされてこなかったこと

これまで本事業の詳しい内容や住民  
負担、市の財政状況などについて、正確  
な情報に基づく住民説明が、一部の住民  
を除いてほとんどなされてきませんで  
した。昨年末から、事業予定地域の一部  
の住民に対しての説明が行われました  
が、事業のことを知らない住民が大半で

くになります。従って、実際にはさらに  
数億円の費用が必要と見込まれます。

また、当初1億円と見積もられていた  
宿泊事業者誘致事業の造成工事費は、予  
算化の段階では2億円として計上され  
てきました。1億円の増額です。  
以上のことから、総事業費が30億円を  
超える可能性は高いと言えます。

## ■当初あてにしていた6億5千万円もの補助金が見込めなくなったこと

当初の事業計画では、公園事業への国  
の財政支援として補助率50%を見込ん  
でいました。従って、総額6億5千万円  
の補助が見込まれ、実質的な市の負担は  
7億5千万円ほどとの見通しが、議会や  
一部の住民に示されていました。

しかし、平成30年3月30日付の国交省  
内示では、公園の実施設設計費への配分は  
20%しかありませんでした。**国は平成30  
年度から公園事業を重点政策から外した  
のです。**

今後、西日本豪雨災害や台風21号、北  
海道胆振東部地震の復旧・復興事業など  
へ国の財源が優先されていくことは確  
実で、公園事業を進めても補助が得られ  
る見込みはほとんどなくなったと考え  
るべきではないでしょうか。

## ■市長の政策決定権が事実上制約されていること

公園整備事業の見直し表明後、休暇村  
協会との協議の中で、宇陀市の厳しい財  
政状況や国の重点政策の変更など、見直  
しの必要性を丁寧に説明してきました  
が、理解を得ることができませんでし  
た。先方は、**公園整備を当初の計画通り  
行わなければ誘致に応じられないとの意  
向であり、公園整備が誘致の条件になっ  
ています。**

そのため、市長が本来行使できるはず  
の公園整備の見直しという政策決定権  
が実質的に制約される状況になってい  
ます。このまま進めれば、対等な関係を  
構築することは困難であり、今後に大き  
な禍根を残すこととなります。

そうしたことから、残念ながら、誘致  
を断念せざるをえないと判断しました。

## ■美榛苑が老朽化しており、本事業を断念すれば宿泊所がなくなるとの議論がありますが、美榛苑は残します。美榛苑は宇陀の優良な温泉として知名度も高く、多くの住民が愛好しています。還暦野球などのスポーツツーリズムも進めており、保養センターとしてだけでなく観光客にも大いに利用していただきます。

この不誠実な行政体質をここで終わ  
らせない限り、宇陀市の未来の発展につ  
ながる展望は開けてきません。  
**今回の誘致断念が正しい判断である  
と、私は確信しています。**

6億5千万円の補助金が見込めない  
なら、その分を合併特例債で起債すれ  
ば、起債額の約3分の2の4億3千万円  
が交付税措置されるため、実質負担増は  
2億円余りで20年間の償還であれば毎  
年の償還額は1千万円ほどの増額にす  
ぎないとの議論があります。

しかし、**補助金と交付税措置とは全く  
意味合いが違います。**今手にする資金  
は同じでも、今後20年間にわたり毎年  
1千万円ずつ手にするお金を失うので  
す。1千万円が手元になれば、チャンス  
ととらえ、その資金を有効な施策に投資  
し、その何倍もの付加価値あるいはサー  
ビスを生み出すことが可能です。

起債するということは、20年間そうし  
た大きな価値を失い続けることをいま  
決めてしまうということです。20年とい  
えば、いま生まれた子どもが成人になり  
ます。彼らが手にするはずの資金と可能  
性を私たちが奪ってしまうのです。

また、厳しい財政状況の本市では、安  
易に起債を行えば借りては返すの自転車  
操業です。これから先もっと重要な施策  
を講じる局面において、起債が必要とな  
るでしょう。本当に必要な事業に投資す  
るためにも、借金は極力控えるべきです。

ですから、国の補助金が見込める見通  
しがなくなったということは、事業の可  
否を判断する決定的な状況の変化なの  
です。

来年度から3年間、引き続き指定管理  
者に運営を委託します。老朽化に伴う大  
規模改修費が10億円との試算が出され  
ておりますが、詳細は明らかにされてい  
ないため、現時点で改修に必要な費用を早  
急に精査します。指定管理運営をしなが  
ら必要な施設整備は進めてまいります。

■前市長のもとでこれまで続けられて  
きた行政運営のやり方が様々な形で歪  
を生み出しており、本事業もその典型と  
言えます。住民には説明責任を果たさ  
ず、議会には承認を得るために不正確  
不誠実な情報提供を続けてきました。  
こうしたやり方によって、過去に大き  
な失敗が続いてきました。伊那佐農産物  
加工所問題では、1億7千万円もの税  
金が無駄になり、近畿農政局の補助金  
5千万円消失、野菜乾燥機を納めた民間  
企業が代金を回収できなくなるなど、宇  
陀市に対する信頼は失墜しました。

また、榛原駅前整備のための地方都市  
リノベーション事業では、国交省から内  
示をいただいていた5千万円もの補助  
金を返上しました。しかし、**これほどの  
大失敗にも誰も責任をとっておらず、失  
敗の教訓が全く生かされないまま今日に  
至っています。**

この不誠実な行政体質をここで終わ  
らせない限り、宇陀市の未来の発展につ  
ながる展望は開けてきません。  
**今回の誘致断念が正しい判断である  
と、私は確信しています。**

# 宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業 市議会での審議内容

## ―宇陀市議会 宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会

### □市長が宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業の断念を表明

平成30年5月28日の議会運営委員会において6月定例会にはこの事業に関連する補正予算の提出がなく、詳細については会期中の総務産業常任委員会で説明すると答弁されました。しかし、市長は議会に詳しい説明もなく、締結式を行い協定書を交わしている休暇村協会、そして、まちづくり包括連携協定を結んでいる奈良県知事とも協議することなく6月4日の定例記者会見で公園整備事業の見直しと、宿泊事業者誘致事業の補正予算を提出しないことを表明されました。その後の補正予算案審議、総務産業常任委員会においても見直し案もなく、資料提出もいまま審議は平行線をたどってきました。

市長の方針は二転三転し、6月定例会で設置された「宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会」では、宿泊施設事業を進めるが、公園整備の規模は縮小することを発言され、8月28日においては、宿泊事業者誘致事業については中止し、公園事業は市有地部分だけを利用し、環境を生かした整備を行うことを表明されました。

### □市長の断念理由に対する委員会の考え方

○25億とされていた総事業費が大幅に増し、30億を超える可能性があるが、30億を超えるという積算資料は示されていない。

○経常収支比率が99.3%まで悪化し、重点投資するため選択と集中が不可欠。政府の動向により地方への財政支援が変わり、その指数に捉われていると長期的な政策を推進できない。

○市税収入が27億でそれを上回る費用をかける余裕がない  
↓自己財源が乏しい自治体を救済するため補助金をはじめ各種の起債を有効に活かした政策が求められるのではないか（今回の総事業費は25億の内、当初、市の負担は約8億でそれ以外は補助金や起債などで賄う予定だった）。

○国の方針が変わり、公園事業に対する財政支援が当初の補助率で採択されない  
↓国の補助金は各年度の財政などの事情により変動するのが常であり、今回の事業は補助を担保された事業であったのではないか。

○本事業が住民負担や市の財政状況、また、国も施策の変更など丁寧に説明したが理解が得られず、市長の政策立案の権限が実質的に制約されている状況にある  
↓市長の政策立案権限の前に、議決した事業内容が変わるに当たり議会に説明責任を果たすべきである。

○本事業においてはこれまで続いていた行政運営のあり方が様々な形で歪を生み、過去の事業（農産物加工所問題）等の教訓が活かされていない。説明責任を果たさない行政運営を根本的に変えなければならない  
↓議会では農産物加工所の問題を教訓に審議してきた。市長が責任説明を果たす行政運営に変えるというのであれば、この事業に対しても資料提供としっかりとした説明責任を果たすべきである。

○事業推進により期待できること  
↓経営立て直し中の美棒苑が民間の活力により再建される  
○固定資産税、法人住民税、地方消費税及び入湯税並びに上下水道使用料などの増収が見込める  
○事業規模の拡大により約100名の雇用が示されている

○宿泊施設を中心とするスポーツの拠点となる  
○東南和地域の観光拠点となり観光交流人口の増加が見込める  
○大災害時には宿泊施設は避難者支援が約束され、公園ではテント設営、仮設住宅などの建設の対応ができる  
○宿泊者による市内（宿泊施設以外）での消費の増加が見込める  
○宿泊事業者から市内の取引事業者への支払い額の増加が見込める

### □損害賠償をいじめるのか

当委員会から市に対し、今後起こりうる損害賠償の考え方について質問を行った際、市が弁護士に確認した内容について、次のとおり説明をいただきました。

Q1・・・公園を当初計画から縮小した場合、市は損害賠償を負うのかどうか。

A1・・・協定書、提案書、募集要項が基本的な約束事である。その約束事の段階でどこまで約束していたのかが争点となる。休暇村協会とのこれまでの協議を振り返り、協定の内容を精査していった場合、損害賠償を請求されることはあり得る。

Q2・・・宿泊事業の実際の用地買収、造成工事費について、予定価格に面積をかけたあわせ金額よりも大きくなるかが想定されるが、その場合、休暇村協会側に費用を負担してもらうことは協定違反となるのか。

A2・・・休暇村協会側に負担してもらおうする場合は始めから約束しておかなければならない。これについては最初の話の中で示した単価と、かなりのかい離があるということであれば相手は払わない可能性がある。ただし相手が払ってくれば問題は無いが、負担するかしないかは自由である。

## 宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会報告書

(平成30年11月5日提出・要旨)

### ◆委員会設置の経緯、目的

宇陀市は、奈良県東部地域の拠点となる宿泊施設を誘致し、老朽化の進む保養センター美棒苑に代わる市の宿泊環境を整えるため、宿泊事業予定者を募集し、平成29年5月16日に休暇村協会と「宇陀市宿泊事業者誘致事業の推進に関する協定書」締結式を行い、事業を進めてきました。しかし、高見市長は6月議会で事業の見直しを表明されました。

市議会としては、この事業は市の将来にとって重要な事業であり、県との包括協定等も関係していると考え、市長の言われる事業見直しについて、集中審議、調査するため設置しました。

### ◆委員定数および委員名

定数	8名		
委員長	廣澤 孝英		
副委員長	井谷 憲司		
委員	菊岡 千秋	宮下 公一	松浦 利久子
	亀井 雅之	寺脇 慶治	井戸家 理夫

### ◆調査内容

事業見直し、また事業断念に至った根拠について調査する。この調査に必要な下記の項目について市長へ資料請求を行う。

- (1) 休暇村協会に提案予定であった、公園事業費と図面
- (2) 国庫補助金が無い中での財源内訳と将来見通し
- (3) 事業費が25億円から30億円となる根拠書類
- (4) 経済波及効果が、当初の試算から説明数値に変わったことを示す資料
- (5) 新たな公園整備の概算事業費の内訳
- (6) 美棒苑運営の考え方と改修費用の概算資料
- (7) 断念との決定に至った数字の入った資料

### ◆調査結果

市長からは、委員会が求めていた資料は提出されず、これ以上、宿泊事業者誘致・公園整備事業推進の集中審議ができないため、これまでに議会に提出された資料をもとに委員会として調査した結果、宿泊事業者誘致・公園整備事業を推進すべきものとの結果に至りました。 ※賛成多数（賛成6・反対1）

### ◆終わりに

この事業は、前市長から平成28年に提案され、議会でも2年に亘り審議され、事業者の公募・決定・協定締結、事業予定地の測量や基本設計などが予算化され、実施している継続事業です。

市長の交代に当り、新市長から見直しの方針が示され、協定締結相手方である（一財）休暇村協会との話し合いをふまえ、対応をまとめるとしながら、一方的に誘致事業断念の決定が発表され、相手方との信頼関係が壊れてしまいました。今回の市長のトップダウンによる政策変更で、充分な庁内での協議や合意形成がされないままの方針決定となりました。

委員会審議では、以前、議会に提出された資料に対し、正確でないなどの指摘を行ないながら、市長は、委員会からの事業を断念にする根拠資料の請求にも応じず、持論での発言で、委員会は、議論が噛み合わないまま審議を続けてきましたが、相手事業者に対し、いつまでも先送りできず、この委員会としての方針を採決し、事業を推進すべきとの結果になりました。この事業は、宇陀市の将来には必要です。

市長には、二元代表制の尊重に努め、議会に正確な資料提供と丁寧な説明すること、庁内では政策調整会議が正常に機能し、合意形成がなされ、市長の独断にならないようにすることを切望します。議会は、行政としっかりと協力して、宇陀市の発展のために尽力していきます。

### 宿泊事業者が及ぼす経済波及効果（推計）

※平成29年9月福祉産業常任委員会 市提出資料に基づく

保養センター美棒苑 ※公設民営	協定宿泊事業者（一財）休暇村協会 ※20億円以上の投資で民設民営
◆年間利用者数：約13万人	◆年間利用者数：約16万人
◆年間収益：約3億8,000万円	◆年間収益：約7億円
◆保養センター美棒苑の利用者が1年間に宇陀市内（宿泊施設以外）で消費する金額：2億720万円	◆（一財）休暇村協会の利用者が1年間に宇陀市内（宿泊施設以外）で消費する金額：約3億円
◆保養センター美棒苑が1年間に宇陀市内の取引事業者を支払う金額：4,848万円	◆（一財）休暇村協会が1年間に宇陀市内の取引事業者を支払う金額：8,000万円
※平成26年 南都経済研究所 調査	※（一財）休暇村協会 提案